

非常勤職員の仕事と育児・介護等の両立を支援する制度には次のようなものがあります。

両立支援策	利用対象		制度の概要等
	男性職員	女性職員	
育児休業等	○	○	(概要) 子を養育するために、一定期間休業することを認める制度 (期間) 原則として、子が1歳に達するまで(子の養育の事情に応じて最長1歳6か月まで)
	○	○	(概要) 子を養育するために、1日の勤務時間の一部を勤務しないことを認める制度 (期間) 子が3歳に達するまで、1日最長2時間まで(30分単位)
休暇制度(無給)		○	(概要) 6週間以内(多胎妊娠の場合には14週間)に出産予定の女性職員に与えられる休暇 (期間) 産前6週間(多胎妊娠の場合には14週間)前から出産の日まで
		○	(概要) 出産した女性職員に与えられる休暇 (期間) 出産の翌日から8週間(産後6週間を経過した職員が申し出て、医師が支障がないと認めた場合には勤務可能)
		○	(概要) 生後1年未満の子を養育する職員が授乳や託児所等への送迎を行う場合に与えられる休暇 (期間) 子が1歳に達するまで、1日2回それぞれ30分以内
		○	(概要) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が子を看護する必要がある場合に与えられる休暇 (期間) 一の年度につき5日(対象となる子が2人以上の場合は一の年度につき10日)
		○	(概要) 配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等の介護等を行う職員に与えられる休暇 (期間) 一の年度につき5日(対象となる要介護者が2人以上の場合は一の年度につき10日)
		○	(概要) 配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等を介護する職員に与えられる休暇 (期間) 介護を必要とする一の継続する状態にある間において連続する93日以内(1日又は1時間単位(1時間を単位とする場合は1日4時間まで))
		○	(概要) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員・放課後児童クラブ等に通う小学校に就学している子を迎え又は送りに行く職員又は配偶者・父母・子等を介護する職員に、1日の勤務時間を変更することなく、始業・終業時刻を変更して勤務することを認める制度 (期間) 子が小学校就学の始期に達するまでの間、小学校に就学している子が放課後児童クラブ等に通う間又は介護を必要とする間
その他	○	○	(概要) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は配偶者、父母、子等を介護する職員の深夜勤務(超過勤務、宿日直勤務を含む。)を制限する制度 (期間) 子が小学校就学の始期に達するまで又は介護を必要とする間
	○	○	(概要) 3歳に達するまでの子を養育する職員の超過勤務を免除する制度 (期間) 子が3歳に達するまで
	○	○	(概要) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は配偶者、父母、子等を介護する職員の超過勤務を月24時間以内かつ年150時間以内に制限する制度 (期間) 子が小学校就学の始期に達するまで又は介護を必要とする間
		○	(概要) 妊産婦である女性職員の深夜勤務及び定められた勤務時間以外の勤務を制限する制度 (期間) 妊産婦である期間
女性職員に対する措置		○	(概要) 妊産婦である女性職員が健康診査及び保健指導の受診のために勤務しないことを認める制度 (期間) 妊産婦である期間
		○	(概要) 妊産婦である女性職員の業務の軽減又は他の簡易な業務に就かせることを認める制度 (期間) 妊産婦である期間
		○	(概要) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるときに、定められた勤務時間の始め又は終わりで勤務しないことを認める制度 (期間) 妊娠中の期間、1日を通じて1時間を超えない範囲
		○	(概要) 妊娠中の女性職員が母体又は健康保持のため、適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことを認める制度 (期間) 妊娠中の期間
		○	(概要) 妊娠中の女性職員が母体又は健康保持のため、適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことを認める制度 (期間) 妊娠中の期間

(注) ※を付した休業、休暇等については、一定の要件があります。

人事院のHP <http://www.jinji.go.jp>もご覧下さい。また、電話によるお問い合わせも受け付けています。

◆人事院職員福祉局職員福祉課 ☎03-3581-5336

- | | | |
|----------------|-------------------------------|------------------------------|
| 【人事院各地方事務局(所)】 | ◆北海道事務局第一課公平勤務係 ☎011-241-1249 | ◆中国事務局第一課公平勤務係 ☎082-228-1182 |
| | ◆東北事務局第一課公平勤務係 ☎022-221-2002 | ◆四国事務局第一課公平勤務係 ☎087-831-4869 |
| | ◆関東事務局第一課公平勤務係 ☎048-740-2005 | ◆九州事務局第一課公平勤務係 ☎092-431-7732 |
| | ◆中部事務局第一課公平勤務係 ☎052-961-6839 | ◆沖縄事務局総務課 ☎098-834-8400 |
| | ◆近畿事務局第一課公平勤務係 ☎06-4796-2181 | |



平成23年4月1日

非常勤職員向け

育児休業法が改正されます

平成23年4月から、仕事と生活の調和を図るため、一定の要件を満たす非常勤職員は、育児休業・育児時間・介護休暇を取得することができるようになりました。

このリーフレットでは育児休業、育児時間及び介護休暇の概要を解説します。

育児休業とは？

育児のため、**子が1歳**(配偶者が育児休業をしている場合は1歳2か月)になるまで休業することができます。

また、保育所の入所を希望しているが、入所できない場合など、特に必要と認められる場合には1歳6か月まで休業することができます。



育児時間とは？

育児のため、子が3歳になるまで、**1日の勤務時間の一部(最長2時間)**を休むことができます。

介護休暇とは？

配偶者、父母、子、配偶者の父母など(要介護者)を介護するために、**最長93日**まで休むことができます。



人事院

National Personnel Authority

育児休業

育児休業をすることができる非常勤職員の範囲

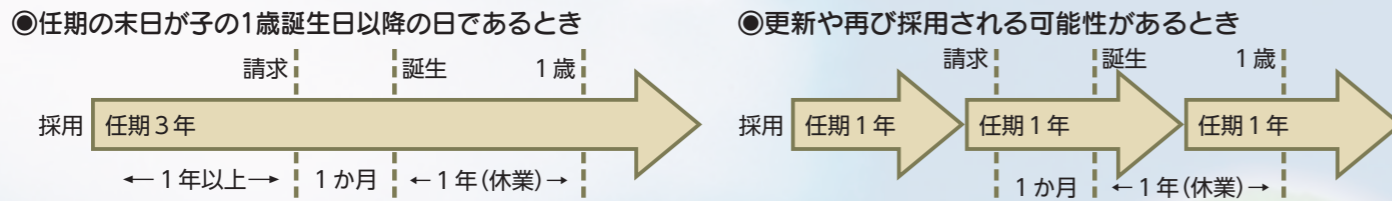


請求時に次のいずれにも該当する非常勤職員は、育児休業をすることができます。

- ① 任命権者を同じくする官職に引き続き在職した期間が1年以上であること
- ② 子の1歳誕生日以降も引き続き在職することが見込まれること
(子の1歳誕生日の前日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、その任期が更新されないこと及び引き続き採用されないことが明らかである場合を除く。)
- ③ 1週間の勤務日が3日以上などであること

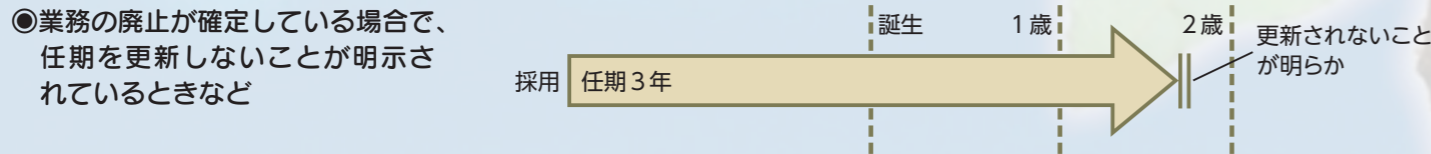
ポイント ②の「引き続き在職することが見込まれる」とは、相当程度の勤務が継続する可能性があるか否かによって判断します。※介護休暇も同様

「引き続き在職することが見込まれる」の該当例



ポイント 「任期が更新されないこと及び引き続き採用されないことが明らか」とは、任期が更新されないこと及び引き続き採用されないことが確実であるか否かによって判断します。※介護休暇も同様

「任期が更新されないこと及び引き続き採用されないことが明らか」の該当例



育児休業の取得可能期間

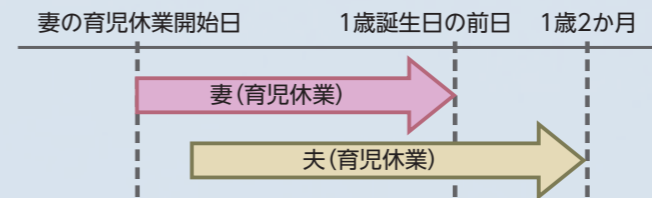
◎育児休業の請求は任期の範囲内で行います。※育児時間、介護休暇も同様

子の養育の事情に応じて次の期間内で、育児休業をすることができます。

【原則】 子の出生の日から1歳誕生日の前日までの期間

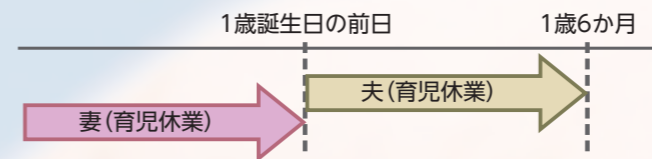
【特例】 ① 配偶者が子の1歳誕生日の前日以前に育児休業をしている場合
……配偶者の育児休業の開始日から1歳2か月に達する日までの最長1年間の期間

子の1歳2か月までの育児休業取得例



② 本人又は配偶者が育児休業をしていて、本人が子の1歳誕生日以降も育児休業をすることが特に必要と認められる場合(保育所の入所を希望しているが、入所できない場合など)
……子の1歳誕生日から1歳6か月に達する日までの期間

子の1歳6か月までの育児休業取得例



経済的支援について

育児休業期間中は無給ですが、国家公務員共済組合法(所管:財務省)が適用される場合には、育児休業手当金が支給され、申出により共済掛金が免除されます。また、雇用保険法(所管:厚生労働省)が適用される場合には、一定の要件を満たすとき育児休業給付金が支給され、健康保険、厚生年金保険の保険料が免除されます。

育児時間

育児時間を請求することができる非常勤職員の範囲

請求時に次のいずれにも該当する非常勤職員は、育児時間を請求することができます。

- ① 任命権者を同じくする官職に引き続き在職した期間が1年以上であること
- ② 1週間の勤務日が3日以上などで、1日の勤務時間が6時間15分以上の勤務日があること



育児時間の請求手続等

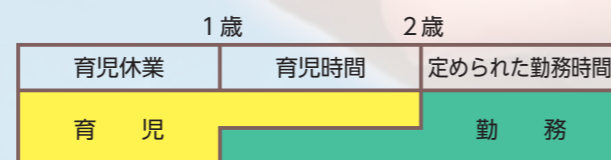
- 取得可能期間は、子の3歳誕生日の前日までです。断続的な取得もできます。
- 取得可能な時間は、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(最長2時間)となります。
なお、保育時間を承認されている場合には、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から保育時間を減じた時間を超えない範囲内で取得することができます(取得は30分単位)。
- 育児時間を取得した時間は無給です。



保育時間と育児時間の組み合わせ例 (7時間45分勤務の場合)



育児休業と育児時間の組み合わせ例



介護休暇

介護休暇を請求することができる非常勤職員の範囲

要介護者の介護を必要とする状態につき、初めての請求時に次のいずれにも該当する非常勤職員は、介護休暇を請求することができます。

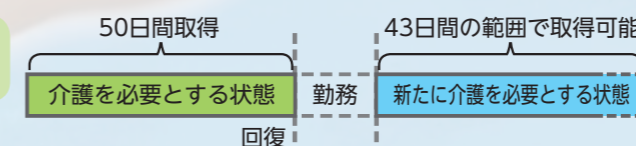
- ① 任命権者を同じくする官職に引き続き在職した期間が1年以上であること
- ② 介護休暇を取得する日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職することが見込まれること(93日を経過する日から1年を経過する日までに任期が満了し、その任期が更新されないこと及び引き続き採用されないことが明らかである場合を除く。)
- ③ 1週間の勤務日が3日以上などであること



介護休暇の請求手続等

- 取得日数は、要介護者が介護を必要とする状態にある間の連続する93日(要介護者1人につき、通算93日が上限)の範囲内の期間で取得することができます。断続的な取得もできます。
- 休暇の単位は、1日又は1時間単位(1時間を単位とする場合は始業から連続、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内)です。

介護休暇の取得例



経済的支援について

介護休暇を取得した時間は無給ですが、国家公務員共済組合法が適用される場合には、介護休業手当金が支給されます。また、雇用保険法が適用される場合には、一定の要件を満たすとき介護休業給付金が支給されます(共済掛金又は健康保険、厚生年金保険の保険料の免除はありません。)